

# 選管事務 の教科書

第二次改訂版



国政情報センター



## はじめに

弊社は公職選挙法に関連する書籍を主な出版分野としております。選挙に関する難解な書籍が多い中、より分かりやすくなならないものかと、図表の多用や色づかい、読みやすいページレイアウトなど、これまで様々な切り口で編纂してまいりました。それに加えて、本書を企画するにあたっては全国数カ所の選挙管理委員会事務局に足を運び、さまざまなご意見を伺ったうえで編纂した次第です。

今回、実に8年ぶりの改訂となります。その間、インターネットによる選挙運動の解禁や成年被後見人の選挙権の回復、選挙権年齢の引き下げ等、さまざまな選挙制度の改正が行われました。それらの法改正を反映することはもちろん、企画当初のコンセプトでもある「選挙管理委員会事務局に初めて配属された方にも選挙管理事務の全体像がわかりやすく把握できる書籍」という点にも留意して改訂作業を進めました。

本書に挙げた内容をしっかり把握することで、選挙管理実務を遂行するにあたり、様々なシーンでより正確に、より実践的に対応することができるものと思います。

手に取られた方は、ぜひご意見・ご要望をお寄せください。こんな書籍が欲しいというご要望でもかまいません。皆様の声をもとに、次回改訂をより良いものにしていきたいと思っております。今後ともご愛顧のほど、何卒宜しくお願い申し上げます。

編集部一同

---

## 第一章 選挙のしくみ

---

選挙制度	選挙の手続きなどは公職選挙法で定められています	8
選挙管理機関①	選挙に関する事務は選挙管理委員会が担います	10
選挙管理機関②	選管事務局の方々が実務全般の運営に当たります	12
選挙の種類①	選挙にはさまざまな種類があります	14
選挙の種類②	特別な選挙もいくつかあります	16
選挙の種類③	「選挙を行うべき事由」は大きく6つに分かれます	18
選挙期日①	選挙期日の決定を機に諸手続きが始まります	20
選挙期日②	選挙を行うと決まったら選挙事務が本格スタートします	22

---

## 第二章 選挙人名簿

---

選挙権・被選挙権①	選挙権・被選挙権を得るにはさまざまな要件があります	26
選挙権・被選挙権②	消極的要件に該当する者には選挙権・被選挙権がありません	28
選挙人名簿①	選挙人名簿の作成は市区町村選管が行います	30
選挙人名簿②	選挙人名簿の登録内容は誰でも確認できます	34
在外選挙人名簿①	在外選挙人名簿の登録者のみ在外選挙ができます	36
在外選挙人名簿②	在外選挙人名簿の登録内容も誰でも確認できます	38

---

## 第三章 立候補

---

立候補の制限・禁止① 被選挙権があっても立候補できない場合があります	42
立候補の制限・禁止② 連座制の適用により立候補できないことがあります	44
立候補の届出 立候補届出に必要な書類は選挙ごとに異なります	46

---

## 第四章 投票

---

投票の基本 投票は基本原則のもと投票所ごとに行われます	54
投票管理者 投票管理者は投票事務の最高責任者です	58
投票立会人 投票立会人には公益代表の役割があります	60
期日前投票と不在者投票 期日前・不在者投票できるのは5つの事由に該当する人だけ	62
期日前投票 期日前投票には宣誓書の提出が必要です	64
不在者投票① 不在者投票は大きく6つの種類に分かれます	68
不在者投票② 不在者投票の種類ごとに手続きが異なります	70
在外投票 在外投票には3つの方法があります	74
電子投票 地方選挙に限り電子投票が可能です	78
その他の投票 点字投票や仮投票などさまざまな種類があります	80

---

## 第五章 開票

---

開票の基本	開票管理者が開票事務の責任を負います	84
開票事務従事者	開票事務従事者にはさまざまな役割があります	86
開票の手順①	開票の前に注意すべきことがいくつかあります	88
開票の手順②	開票作業は計画的に効率よく進めましょう	90
開票の手順③	投票が有効か無効かは開票管理者が決定します	92

---

## 第六章 当選

---

選挙会	選挙長は選挙会を開き当選人を決定します	96
当選人の決定①	当選人の決め方にはいくつかの方法があります	100
当選人の決定②	重複立候補者の場合復活当選することもあります	102
当選人の決定③	更正決定や繰上補充などで当選人を決めることもあります	104
当選の無効	当選が決まった後に無効とされる場合があります	106
当選の効力①	当選人の任期は公職の種類に応じて異なります	108
当選の効力②	当選・落選の決定に異議を唱えることもできます	110

---

## 第七章 選挙運動

---

選挙運動とは	間接的な投票依頼も選挙運動とみなされます	114
選挙運動できる期間①	立候補の届出後でなければ選挙運動はできません	116
選挙運動できる期間②	選挙が終わっても一定の行為は制限されます	118
選挙運動ができない人①	公務員等の選挙運動は制限・禁止されています	120
選挙運動ができない人②	教育者などの選挙運動も制限・禁止されています	122
禁止されている選挙運動	すべての人に禁止されている選挙運動があります	124
文書図画による選挙運動	文書図画による選挙運動は厳しく制限されています	126
文書図画の制限①	選挙運動用葉書には枚数などに制限があります	128
文書図画の制限②	選挙運動用ビラの使用は一定の選挙に限られています	130
文書図画の制限③	インターネットを利用した選挙運動にはさまざまな条件があります	132
文書図画の制限④	新聞広告には回数や寸法に制限があります	134
文書図画の制限⑤	選挙公報には寸法などに制限があります	136
文書図画の制限⑥	manifestoの旗布や看板の掲示なども制限されます	138
文書図画の制限⑦	選挙運動用ポスターには枚数や寸法に制限があります	142
文書図画の制限⑧	個人演説会告知用ポスターにも規格などの制限があります	144
言論による選挙運動	言論による選挙運動にも制限を受けるものがあります	146
言論の制限①	演説会には開催回数などに制限があります	148
言論の制限②	街頭演説や政見放送などにもさまざまな制限があります	150
その他の選挙運動①	選挙事務所には設置数などに制限があります	152
その他の選挙運動②	選挙運動用自動車・船舶にも数などに制限があります	154
その他の選挙運動③	拡声機や特殊乗車券も一定の制限のもと使用できます	156
選挙公営	一部の選挙運動は公営で行われます	158

選挙運動費用① 出納責任者は選挙後に収支を報告する義務があります	160
選挙運動費用② 選挙運動に使える経費には制限があります	162
選挙運動費用③ 提供できる弁当には金額や個数に制限があります	164
選挙運動費用④ 選挙運動員らへの実費弁償にも金額などに制限があります	166
選挙運動費用⑤ 労務者らへの報酬は金額や人数に制限があります	168

---

資料 選挙管理事務スケジュール例	170
------------------	-----

---

索引	178
----	-----

## 凡例

法令名については、以下の略称を用いています。

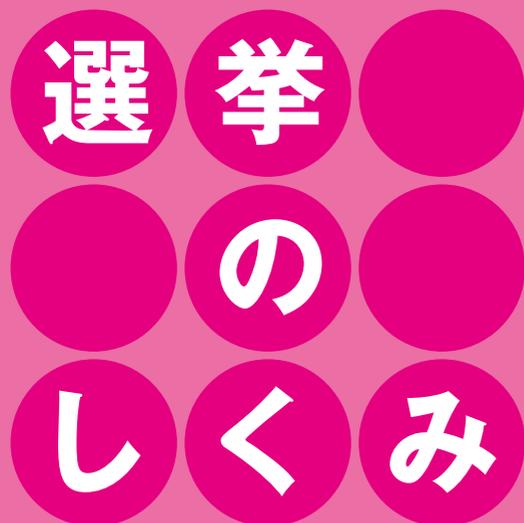
- 法……………公職選挙法            ●令……………公職選挙法施行令
- 則……………公職選挙法施行規則

なお、法令の引用については、次のように表記しています。

例 公職選挙法第143条第1項第3号 → [法143条①Ⅲ]

# 第一章

---



# 1

## 選挙制度

# 選挙の手続きなどは 公職選挙法で定められています

### 選挙の手続きをまとめた法律が公職選挙法です

選挙とは、選挙権をもつ人たちが自分たちの代表者を選ぶ行為です。選挙では、すべての人が自分の意思を明らかにすることができます。そして、選挙の結果はそれらの意思表示を一定の方法で計算して決められます。

今日、わが国では、全国規模の選挙から市区町村レベルの選挙まで、毎年なんらかの選挙が行われています。その手続きに関する法律が昭和25年に制定された**公職選挙法**であり、その執行に必要な細則や規定をまとめたものが**公職選挙法施行令**、運用に関する詳細な手順を定めたものが**公職選挙法施行規則**です。

公職選挙法は、国会議員、地方公共団体（都道府県・市区町村）の議会議員や長の選挙に適用され〔**法2条**〕、現在、公職選挙法によって選挙される人の数は約36,000人といわれています。また、1年間に行われる選挙の件数は、4年ごとに行われる統一地方選挙の年で約1,000件、その他の年は約650件といわれています。

### 選挙には6つの基本原則があります

選挙が公正に行われ、人々の意思が正しく政治に反映されるためには、選挙のしくみがしっかりしていなければなりません。そこで、憲法および公職選挙法には、選挙制度に関する6つの基本原則（普通選挙、平等選挙、秘密投票、選挙の公正、国民代表、直接選挙）が定められています。

### ●普通選挙

普通選挙とは、財産や納税額、性別などによって選挙権に差別を設けない制度をいいます。わが国では、昭和20年以降、他の民主主義諸国と同じように、男女平等の普通選挙が行われています。

### ●平等選挙

平等選挙とは、一人ひとりの選挙権の内容を平等にすることをいい、一人一票制度ともいわれます。憲法14条は「すべて国民は、法の下に平等であって、(中略)政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定し、平等選挙を保障しています。

### ●秘密投票

憲法15条は「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない」と規定して、投票の秘密を保障しています。公職選挙法でも投票の秘密侵害罪の規定を設けています。[法227条]

### ●選挙の公正

公職選挙法は、その第1条で選挙の公正の確保を目的に掲げ、それを達成するためのさまざまな規定を設けています。主なものとしては、選挙管理委員会の設置、投票立会人など立会人制度の導入、選挙運動費用の規制、選挙争訟制度、罰則の設置などです。

### ●国民代表

選挙で選ばれた人は、その選挙区の代表者であるだけでなく、全国民の代表でもあります。したがって、選挙区の利害を代表するのではなく、国民に代わって、国民全体のために公務を行うこととなります。

### ●直接選挙

一般の選挙人(選挙権のある人)が自分たちの代表者を直接選ぶ選挙を、直接選挙といいます。憲法93条は「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と定め、直接選挙の原則を明確に規定しています。

# 選挙に関する事務は 選挙管理委員会が担います

## 選挙に関するすべての事務を担う選挙管理委員会

選挙を公正かつスムーズに行うためには、選挙に関する事務を一括して担う公的機関が必要になります。それが**選挙管理委員会**であり、略して「**選管**」と呼ばれることもあります。

選挙に関する事務を管理する常設の機関には、**中央選挙管理会**、**参議院合同選挙区選挙管理委員会**、**都道府県選挙管理委員会**、**市区町村選挙管理委員会**があります。選挙の種類に応じて、これらの機関がそれぞれの選挙に関する事務を管理します。〔**法5条**〕

中央選挙管理会は、国会の議決による指名に基づいて、内閣総理大臣が任命する5人の委員で組織される合議制の機関です。総務省の附属機関として設置されており、衆議院比例代表選挙、参議院比例代表選挙、最高裁判所裁判官の国民審査に関する事務を管理します。〔**法5条の2**〕

参議院合同選挙区選挙管理委員会は、2の都道府県の区域により構成される参議院選挙区選挙の選挙区（合同選挙区）にのみ設置され、合同選挙区を構成する2の都道府県選挙管理委員会の委員8人で組織される合議制の機関です。参議院合同選挙区選挙に関する事務を管理します。〔**法5条の6**〕  
※改正：平成27年8月5日平成27年法律第60号

## 地方公共団体の選挙管理委員会の委員は4人

都道府県および市町村の選挙管理委員会は、都道府県および市町村の議会によって選ばれる**4人の委員で組織される合議制の機関**です。〔**地方自治法181条**〕 同じ政党・政治団体に所属する人は2人が同時に委員になることはできません。また、欠員が生じた場合に備えて補充員を4人選んでおかなければなりません。欠員が生じたら、委員長が補充員の中から補充します。〔**地**

### 方自治法182条]

選挙管理委員会の会議は、3人以上の委員の出席によって開かれ、議事は出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は委員長が決定します。委員長と委員は、自分や親族と直接的な利害関係のある案件については、原則としてその議事に関与することはできません。〔地方自治法189条・190条〕

## 都道府県と市区町村の選管では職務が違います

都道府県選挙管理委員会は、**衆議院小選挙区選挙、参議院選挙区選挙、都道府県議会議員選挙と知事選挙**に関する事務を管理します。担当する選挙事務については、市区町村の事務運営などに関して、適切な助言や勧告をすることができます。〔地方自治法245条〕

市区町村選挙管理委員会は、**市区町村議会議員選挙と市区町村長選挙**に関する事務を管理します。また、すべての選挙（市区町村の選挙のみならず、国会議員選挙や都道府県の選挙なども）について投票事務を行うほか、選挙人名簿や在外選挙人名簿の登録管理事務なども担当します。

### 選挙管理機関の種類

選挙の種類	選挙管理機関		
	中心となる機関	委員数・任期	関係機関
衆議院比例代表選挙 参議院比例代表選挙	中央選挙管理会	5人・3年	都道府県、市区町村 選挙管理委員会
衆議院小選挙区選挙 *1参議院選挙区選挙 都道府県議会議員選挙 都道府県知事選挙	都道府県 選挙管理委員会	4人・4年	市区町村 選挙管理委員会
市区町村議会議員選挙 市区町村長選挙	市区町村 選挙管理委員会	4人・4年	—
**2指定都市議会議員選挙 **2指定都市市長選挙	指定都市 選挙管理委員会	4人・4年	指定都市の区の 選挙管理委員会

\*1 参議院選挙区選挙のうちの合同選挙区については、参議院合同選挙区選挙管理委員会が中心となる機関となります。

\*\*2 指定都市議会議員選挙と指定都市市長選挙に限り、指定都市の選挙管理委員会が事務を管理します。指定都市の区の選挙管理委員会は、指定都市の選挙のほか、すべての選挙について投票票などの事務を担当します。

# 選管事務局の方々が 実務全般の運営に当たります

## 選挙管理事務は計画的に行いましょう

選挙管理委員会は、選挙がないときも、年4回の選挙人名簿の定時登録などを行いますが、中心となるのは選挙時の事務です。選挙管理委員会の仕事を補うために、委員会の下に事務局が置かれ、**事務局が選挙管理事務全般の運営に当たるケースがほとんど**です。

選挙が行われそうになったら、選挙管理委員会の委員は会議を開き、これから始まる選挙について、すみやかに**事務執行計画**を策定する必要があります。計画は、施設・物品調達計画と組織・事務処理計画に分けて行うとスムーズに進みます。

### 選挙事務執行計画の例 (市区町村の選挙)

#### ●施設・物品調達計画

##### 施設関係

- 投票所、開票所、選挙会場、ポスター掲示場などの確保
- 会議室などの確保
- 臨時電話の確保

##### 物品関係

- 調達すべき物品をリストにし、調達漏れや数量不足を回避する。

## ●組織・事務処理計画

事務執行の流れに従い、おおむね3期間に分けて行うとよいでしょう。

### 選挙告示前の事務

- 選挙執行計画案の策定
- 選挙執行経費の算定
- 諸告示・公告の日程調整と準備
- 選挙人名簿登録事務
- 公営による選挙運動の実施計画の決定
- ポスター掲示場の設置
- 候補者配布資料の調製
- 関係機関との連絡協議
- 選挙用諸物品の発注購入・印刷発注
- 立候補受付準備
- 投票所入場整理券の発送準備
- 不在者投票用紙等の発送(郵送分)

### 告示後(投票日前日まで)の事務

- 立候補受付
- 投票所・開票所の告示
- 期日前投票・不在者投票事務
- 管理者・立会人の選任
- 選挙公報の印刷・配布

### 投票日後の事務

- 投票事務
- 開票事務
- 投開票速報
- 選挙会事務
- 選挙運動費用収支報告書の受理と公表
- 諸経費の精算
- 供託金還付または没収

※詳しくは、P170「選挙管理事務チェックリスト」をご参照ください。

## 当選人の任期は 公職の種類に応じて異なります

### 選管は当選人の氏名などを告示しなければなりません

当選人が決まったら、選挙長は直ちに当選人の氏名・住所・得票数などを、当該選挙管理委員会に報告しなければなりません。〔法101条～101条の3〕

選挙長から当選人決定の報告を受けた選挙管理委員会は、直ちに当選人に当選した旨を告知し、かつ、当選人の氏名・住所を告示しなければなりません（衆参比例代表選挙を除く）。衆議院小選挙区選挙の場合は、候補者届出政党にも当選人の氏名・住所を告知し、当該候補者届出政党の名称も併せて告示しなければなりません。〔法101条・101条の3〕

衆参比例代表選挙の場合、中央選挙管理会は、名簿届出政党等には得票数、当選者数、当選人の氏名・住所を告知し、当選人には当選した旨を告知しなければなりません。また、各名簿届出政党等の得票数、当選人数、当選人の氏名・住所を告示しなければなりません。〔法101条の2・101条の2の2〕

### 当選人の任期は選挙ごとに異なります

**衆議院議員の任期は4年**です。総選挙の期日から起算し、任期満了による総選挙が任期満了日前に行われたときは、前任者の任期満了日の翌日から起算します。〔法256条〕

**参議院議員の任期は6年**です。前議員の任期満了日の翌日から起算し、通常選挙が任期満了日の翌日以後に行われたときは、通常選挙の期日から起算します。〔法257条〕

**地方公共団体の議会議員および長の任期は4年**です。選挙期日から起算し、任期満了による選挙が任期満了日前に行われた場合は、前任者の任期満了日の翌日から起算します。〔法258条・259条〕

**当選人の任期**

4年 衆議院議員	6年 参議院議員
4年 地方公共団体の長	4年 地方公共団体の議会議員

**【任期起算の特例】****●補欠議員の特例**

衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会議員の補欠議員の任期は、それぞれの前任者の残任期間となります。(法260条)

**●地方公共団体の長の特例**

知事または市区町村長が任期満了前に退職を申し出た場合、その退職の申出により行われる選挙で、前任者が再び当選人になったときは、その任期は従前の任期の残存期間しかないものとされています。(法259条の2)

## 当選・落選の決定に 異議を唱えることもできます

### 当選の決定に対して争うこともできます

選挙会における当選・落選の決定に異議がある場合、選挙が有効に行われたことを前提に、選挙会の決定について争うことができます。これを**当選争訟**といい、主に選挙会の決定手続きが違法である場合、各候補者の有効得票数の計算に誤りがある場合、当選人となりうる資格の認定に誤りがある場合などに争われます。〔法206条～209条の2〕

当選争訟の結果、当選が無効となったら、更正決定により当選人が決定されます。〔法96条〕

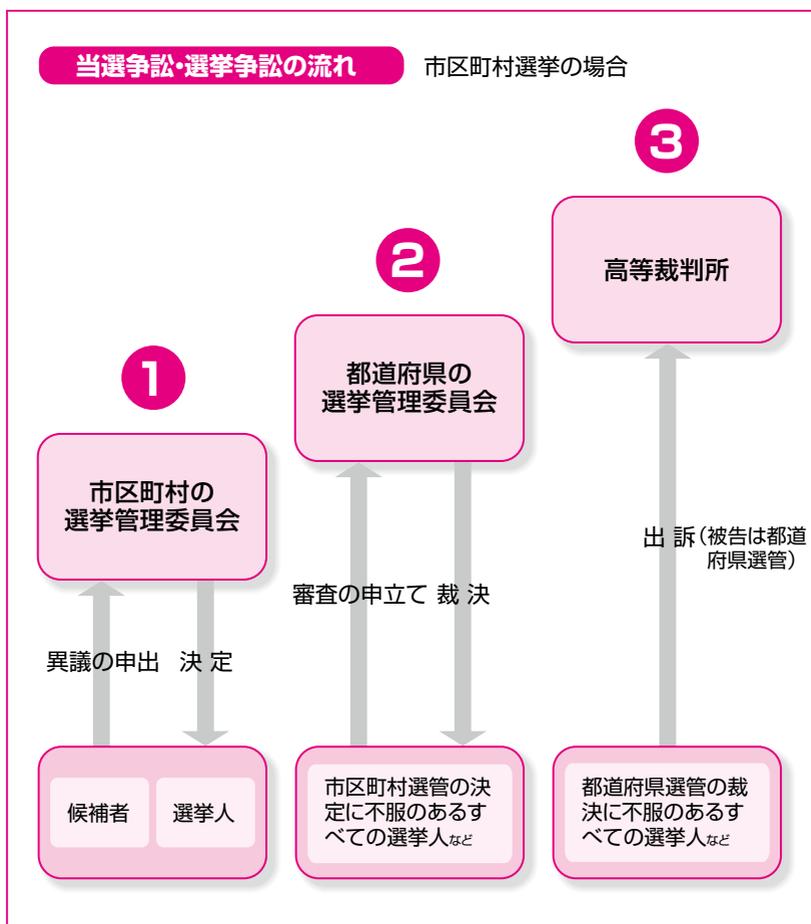
これに対して、**選挙自体の効力について争うことを選挙争訟**といいます。選挙争訟の結果、選挙が無効となったら再選挙を行わなければなりません。なお、選挙争訟の場合、審理機関は当選無効の判断はできません。〔法202条～205条〕

### 異議の申出→審査の申立て→出訴という流れです

当選争訟および選挙争訟には、訴訟、その前審的性質をもつ異議の申出、審査の申立てがあります。

市区町村の選挙を例にとると、まず市区町村の選挙管理委員会に**異議の申出**をし、その決定に不服がある場合は都道府県の選挙管理委員会に**審査の申立て**をします。その裁決にも不服がある場合は、都道府県の選挙管理委員会を被告として、当該市区町村の選挙管理委員会の所在地を管轄する高等裁判所に**出訴**することになります。〔法202条・203条・206条・207条〕

この場合、異議の申出については、当選争訟の場合は当選人の告示の日から14日以内にしなければならず、申し出る権利は当該選挙の候補者および選挙人にあります。審査の申立てができる権利は異議の申出人に限られず、当該異議の決定について不服のある候補者や選挙人なら誰でも申立てができます。申立期間は、決定書の交付を受けた日（異議の申出人の場合）または決定書の要旨の告示の日（その他の人の場合）から21日以内とされています。〔法202条・206条〕



# 事前にチェックリストを作成しておきましょう。

選挙管理事務は、3つの期間ごとに内容が異なります。選挙告示前には、告示後の作業について十分な準備をします。選挙告示後は、公職選挙法に定められたさまざまな告示、立候補の受付、期日前投票や不在者投票の実施などを経て、投票日(開票日)を迎えます。そして、投票日以降は、当選証書の付与や収支報告書の受領などに当たります。市の選挙における選挙管理事務の一例を紹介いたしますので、ご参照ください。



□印は選挙管理委員会の処理事項。○印は、選挙長および投票(開票)管理者の処理事項。

## ■選挙告示前の事務

- 選挙事由発生告示（任期満了による選挙の場合は除く）
- 直接請求署名収集禁止期間の告示
- 事務執行計画の策定
- 委員会の開催
  - 選挙期日および告示期間等の決定
  - 選挙時登録の登録基準日等の決定および告示
  - 登録の移し替えの延期の決定および告示
  - 投票所の指定
  - 期日前投票所の指定
  - 選挙長およびその職務代理者の選任
  - 投票所の投票管理者およびその職務代理者の選任
  - 期日前投票所の投票管理者およびその職務代理者の選任
  - 開票管理者およびその職務代理者の選任(開票事務を分けて行う場合)
  - 開票の日時および場所の決定（開票事務を分けて行う場合）
  - 開票立会人のくじの日時および場所の決定（開票事務を分けて行う場合）
  - 投票および開票の順序の決定（2つ以上の選挙を行う場合）
  - 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時および場所の決定
  - 投票所の投票立会人の選任および通知
  - 期日前投票所の投票立会人の選任および通知
  - 立候補届出の受付場所および受付順序を定める方法について
  - 投票用紙の様式の決定（永久に定められている場合を除く）
  - 記号式投票の投票用紙に印刷する候補者氏名の順序
  - 実費弁償および報酬の額の決定(永久に定められている場合を除く)